

## 陸別町子育て支援情報のご案内

令和2年4月1日現在

項目	内容・対象等	負担額等	
妊娠届・母子健康手帳の交付(保健福祉C)	妊娠が確認されたら、妊娠の届出をしてください。母子健康手帳を交付します。また、保健師が訪問し、健康管理の支援をします。	—	
妊婦健康診査(保健福祉C)	定期的な健康診査のうち、妊娠確定後の妊娠一般健康診査(14回分)、超音波検査(11回分)費用の助成を行います。受診票は半期ごとにお渡しします。	妊婦一般健康診査、超音波検査以外の検査は、自己負担になります。	
特定不妊治療助成(保健福祉C)	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の治療費がかかる特定不妊治療費について、費用の一部を助成します。	治療費の内、北海道及び町からの助成金を除いた分は、個人の負担になります。	
不育症治療費助成(保健福祉C)	不育症の検査及び治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の治療費がかかる不育症治療費について、費用の一部を助成します。(H29.4.1～)	治療費の内、北海道及び町からの助成金を除いた分は、個人の負担になります。	
赤ちゃんが生まれたら(町民課)	お子様が生まれましたら、生まれた日から14日以内に、出生届を提出し、国民健康保険に加入されている方は、役場町民課で健康保険の加入手続きをして頂きます。また、「子ども医療費受給資格登録申請書」を、加入している保険に関係なく全員提出願います。(医療費無料のため)	—	
新生児家庭訪問(保健福祉C)	保健師による新生児家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業)を行っています。	—	
新生児聴覚検査費助成(保健福祉C)	検査に要した費用について、全額助成します。(H30.4.1～)	—	
妊婦健診交通費助成(保健福祉C)	町内に産婦人科が無いことから、妊婦健診を受けた回数に基づき、1回当たり2,450円を交通費として助成します。	—	
燃やすごみ袋支給(保健福祉C)	お子様が2歳に達するまで、紙おむつ用として燃やすごみ袋(20ℓ)を240枚(月10枚×24か月)支給します。 ※令和2年4月1日以降に生まれたお子様から支給枚数が変更になります。(年あたり50枚)	—	
出産子育て支援祝金(保健福祉C)	陸別町の未来を担う子どもの出産を祝福し、子育てを支援すること及び健やかな成長を願い、出産子育て支援祝金を支給します。		
	【祝金の額】	支給方法	
	第1子	20万円	第1子から第3子までの祝金は、出産時に10万円を支給します。第4子以降の祝金は、出産時に20万円を支給します。1年目以降は、第1子から第3子までは、該当出生日の誕生日に10万円ずつ分割で支給し、第4子以降は、誕生日に20万円ずつ支給します。 ただし、1年目以降の支給額の50パーセントは、陸別町商工会が発行する「商品券」で支給します。
	第2子	30万円	
	第3子	50万円	
第4子以降	100万円		
育児ママ応援事業(社会福祉協議会事業)	陸別町に住所がある方で、0歳から2歳の誕生日までの乳幼児の子育てを行っている保護者の方に、乳幼児1人に対して、月額800円を支給します。	申請書は、陸別町社会福祉協議会の窓口にあります。	
チャイルドシート購入費助成(総務課)	陸別町に在住する6歳未満の幼児の保護者で、購入したチャイルドシート代金が、1台1万円以上のものに対し、1台につき5,000円を助成します。ただし、助成は、各戸(家族)において1回限りとなります。	購入金額から5,000円を除いた分は、個人の負担になります。	
健康診査(保健福祉C)	・乳児健康診査 疾病等の早期発見と成長及び発達確認を目的に、3～4か月健診、6～7か月健診を行います。 ※北見赤十字病院において行います。	—	

【裏面もあります。】

<p>健康診査 (保健福祉C)</p>	<p>・1歳6か月児健康診査 満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に、保健センターにおいて、内科健診、歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、保健相談を実施します。 (該当者には、通知が届きます。)</p> <p>・3歳児健康診査 満3歳以上、満4歳に達しない幼児に、保健センターにおいて、内科健診、歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、健康相談を実施します。(該当者には、通知が届きます。)</p>	<p>フッ化物塗布を実施する方は、1人120円</p>
<p>健康相談 (保健福祉C)</p>	<p>月1回妊婦・乳幼児相談を行います。健康状態の確認や、歯科相談を行います。その他にも、随時相談を受け付けています。</p>	<p>—</p>
<p>予防接種 (保健福祉C)</p>	<p>定期予防接種、任意予防接種(季節性インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルス)の接種費用を全額助成しています。</p> <p>※対象となる方には、個別に接種案内を送付しています。詳細については、保健福祉センター保健指導担当までお問い合わせ願います。(27-8001)</p>	<p>—</p>
<p>子育て支援センター (保健福祉C)</p>	<p>子育て世代の親子の交流の場を提供し、保育士または支援員が子育てについての相談を受けるほか、子育てに関する情報の提供等の支援を行っています。 申し込み不要でご利用いただけますので、直接保健センターへお越しください。(子育て親子広場:平日の9:30~12:00)</p>	<p>—</p>
<p>陸別保育所 (保健福祉C)</p>	<p>保護者が仕事や病気などにより家庭で児童を保育することが困難な場合、保護者に代わって児童の保育を行います。 ☆入所対象者は、満2歳以上(誕生日の属する月の翌月とし、月の初日の誕生日の者はその月から)、3歳以上小学校入学前の健康な幼児で、保護者が労働に従事又は疾病等のため家庭で保育できない者が対象となります。 ただし、2歳児については、保護者が真に児童を保育できないと認められる者のみを対象とします。</p>	<p>【保育料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●無料</li> <li>・幼児教育・保育の無償化により3~5歳児は無料</li> <li>・陸別町独自の施策により2歳児についても無料</li> </ul>
<p>保育ママ助成制度 (保健福祉C)</p>	<p>町内に居住し、仕事のなどの理由でお子さんをご家庭で保育することができない場合に、保育ママを利用している保護者に対し、保育料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>助成額は、月額保育料の2分の1以内です。 ただし、助成額は月額4万円を上限とします。</p>
<p>学童保育所 (教育委員会)</p>	<p>陸別小学校の児童において、就労や病気などにより保育ができないことを常態とする家庭の児童(小学校1~6年生)に対し、授業の終了後・長期休業中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。</p>	<p>【保育料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●月額5,000円(1人)</li> </ul> <p>【保育料の減額】</p> <p>同一世帯に属する児童が複数入所の場合、2人目2,500円、3人目以降は無料です。</p>
<p>給食費無料化 (教育委員会)</p>	<p>陸別町の保育所、小学校、中学校に、平成27年4月から給食を提供しています。小・中学校は全額補助、保育所は無料です。</p>	<p>—</p>
<p>修学旅行費交付金事業 (教育委員会)</p>	<p>小学校・中学校の修学旅行費に対して、一部助成します。 ※小学校 1万円(上限)／1人 ※中学校 3万円(上限)／1人 (H30年度から)</p>	<p>—</p>
<p>子どもの医療費の助成 (町民課)</p>	<p>陸別町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもに対し、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの医療費は無料です。</p>	<p>—</p>

※上記に係る詳細につきましては、保健福祉センター(27-8001)、総務課(27-2141)、町民課(27-2141)、教育委員会(27-2123)、社会福祉協議会(27-2760)の担当までご連絡願います。

(発行 陸別町保健福祉センター 電話27-8001)

【裏面もあります。】